

会長の時間 第7回 偽りの親睦と四つのテスト

日出ロータリークラブ

会長 加賀山 茂

はじめに

これまでの会長の時間で、私は、ロータリークラブの基本的な理念について、第1回目に「四つのテスト」の意味、第2回目に「ロータリーの目的」の意味、第3回に「五大奉仕部門」、第4回に、「公平とは何か」について、タクシーの相乗りの場合の料金の公平な負担について検討させていただき、第6回は、「微笑みを微笑みで返す」とか「いただいたら、お返しする」とかという共感脳の抱える「やられたら、やり返す」というジレンマについて話しました。そして、いずれの回においても、本年度のRI会長（Holger Knaack氏）のテーマである「ロータリーは機会の扉を開く」を活用させていただき、3つの扉の色に即して、**赤い扉**は、「親睦（和らぎ睦び）」として、**黄色の扉**は、「職業倫理の向上」として、**青の扉**は、「次世代への奉仕活動の実践」として整理させていただきました。



今月は、「四つのテスト」のうち、第3の「好意と友情を深めるか」すなわち、親睦の問題を取り上げて、「ゴシップ」を通じた親睦が「偽りの親睦」であり、四つのテストのうちの第4の「みんなのためになるかどうか」、そして、第1の「真実かどうか」に深くかかわっていることを論じてみたいと思います。

1. ゴシップ（陰口）の功罪

(1) ドナ・ヒックス『Dignity ディグニティ』幻冬舎（2020）を読んで

私は、前回の会長の時間で、「いただいたら、お返しする」という共感脳が、「やられたら、やり返す」という副作用を伴うという「共感脳のジレンマ」について話しました。この話題は、前回のレジュメに明記しておきましたが、最近のベストセラーであるドナ・ヒックス『Dignity ディグニティ』幻冬舎（2020）を読んでいて気が付いたものです。

この本は、そればかりでなく、人間関係をよくするための方法、人間関係を台無しにする問題を回避する方法について、生物学や脳科学の知見を取り入れつつ具体例を示してわかりやすく説明してくれていますので、人間関係でお悩みの方には、読んでみることをお勧めしたいと思います。

(2) ゴシップに加わることによる相手の尊厳の侵害と自らの尊厳の危機

さて、今日の話は、「偽りの親睦」ですが、この本の第2部（他者の尊厳を侵害してし

まう原因となる10の心理的誘惑)の第20章(偽りの親交や品位を落とすようなゴシップに加わる)において、本書の著者は、「偽りの親交や品位を落とすようなゴシップに加わることによって、他者の尊厳を侵害してしまう原因となる心理的誘惑に負けないようにしましょう。」という趣旨で、以下のように記述しています(本書278-284頁)。なお、[]内は、私の注釈です。

1. 人の品位を落とすようなゴシップに加わることで、他者とつながろうとする心には気をつけましょう。その場にはいない人を公然と批判したり非難したりすること〔**他人の名誉を棄損すること**〕は、有害かつ尊厳に欠ける行為です。

2. [確かに、ゴシップは、**事実(真実)**を共有するための有効な情報交換手段であり、共同生活において迫りくる危険を回避するためにも、最新の情報を得る上でも有益です。]

3. [しかし、**事実**を伝えようとするだけでなく、]もしもあなたが誰かと親しくなりたいのであれば、その場にはいない人を犠牲にする話ではなく、あなたという人間について語り、あなたの内面の深い信条について話しましょう。

[例えば、以前の私ならば、以下のような話をしてきました。「私は、迷惑にならない範囲で、女性の役に立つことならなんでもしたいと思っているし、それができる男なのですが、ご覧のとおり、『チビで、禿で、年寄り』という三重苦を抱えており、女性に持てなくて悩んでいます。…」]

4. そして、相手にもそうするように勧めることです。**もともと、ゴシップは、ある集団の中で義務を果たさず、利益だけを貪る人を罰するための方法**でした。しかし、対象となった相手を貶めるような陰口を言うのは、自らの尊厳を危険にさらすことにほかなりません。

2. 陰口による名誉棄損の成立と免責

(1) 刑法の「名誉棄損罪」

「名誉棄損」とは、ある人の社会的評価を引き下げる行為のことです。名誉棄損が成立するかどうかの要件と成立した場合の罰則は、刑法230条と230条の2に規定されています。

刑法 第230条 (名誉毀損)

①公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

②死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

第230条の2 (公共の利害に関する場合の特例)

①前条第1項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があった

ときは、これを罰しない。

②前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。

③前条第1項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

(2) 民法の「名誉棄損」

名誉棄損に関する民事責任について、民法は、刑法の名誉棄損の要件を受け継ぎつつ、その効果について、損害賠償責任だけでなく、名誉を回復するための原状回復責任についても規定しています。

民法 第723条（名誉毀損における原状回復）

他人の名誉を毀損した者に対しては、裁判所は、被害者の請求により、損害賠償に代えて、又は損害賠償とともに、名誉を回復するのに適当な処分を命ずることができる。

最一判昭41・6・23民集20巻5号1118頁（名誉および信用毀損による損害賠償および慰藉料請求）

（**事案概要**）衆議院議員の総選挙の立候補者に対して、ある新聞社が、その候補者は、「学歴および経歴を詐称し、これにより公職選挙法違反の疑いにより警察から追及され、前科があった」という趣旨の記事を掲載した。この新聞記事が名誉棄損に当たるかどうか争われた。

（**判決要旨**）名誉毀損については、当該行為が公共の利害に関する事実に係りもつばら公益を図る目的に出た場合において、摘示された事実が真実であることが証明されたときは、その行為は、違法性を欠いて、不法行為にならないものというべきである。

（**詳細要旨**）民事上の不法行為たる名誉棄損については、その行為が公共の利害に関する事実に係りもつばら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実が真実であることが証明されたときは、右行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当であり、もし、右事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、右行為には故意もしくは過失がなく、結局、不法行為は成立しないものと解するのが相当である（このことは、刑法230条の2の規定の趣旨からも十分窺うことができる）。

3. 結論（ゴシップによる尊厳の侵害と四つのテストによる免責）

(1) 「四つのテスト」の第3（好意と友情を深めるか）と第4（みんなのためになるかどうか）、第1（真実かどうか）との相互関係

たとえば、ロータリークラブの会員が、他の会員の陰口を複数人に告げた場合に、それがその人の社会的地位を低下させるようなものである場合には、名誉棄損の構成要件に該当

します。そして、その陰口によって、陰口を告げた人が名誉棄損罪で罰せられることを免れるためには、その陰口が、公益を図る目的（みんなのためになるかどうか）に関することであり、しかも、その陰口が真実であること（真実かどうか）が証明された場合に限り、違法性がないとして、刑事責任からも民事責任からも免責されるということを自覚しておきましょう。

以上を踏まえて、陰口には、注意しましょう。ただし、四つのテストの第3の要件と第4の要件を満たしている場合には、刑罰からも民事責任からも免れますので、ロータリークラブの一員としては、親睦と奉仕の精神を鼓舞するだけでなく、ロータリークラブの会員の「守り神」でもある「四つのテスト」をくれぐれも大切にするようにしましょう。

（2）ロータリーの目的の第1（知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること）との関連

今日取り上げた「偽りの親睦」の問題は、「四つのテスト」のうちの、第3「好意と友情を深めるか」に関連するとともに、ロータリークラブの目的のうちの第1（知り合いを広めることによって奉仕の機会とする）とも関連します。

好意と友情を深めるために、知り合いを広めることは大切ですが、それぞれの人の尊厳と自らの尊厳を損なわないように、「みんなのためになるかどうか」、そして、「真実かどうか」をいつも心に留めて行動しましょう。